

第1号議案

平成26年広島県議会9月定例会に提案される 教育委員会関係の議案に対する意見について

平成26年広島県議会9月定例会に教育委員会関係の議案を提案することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定によって知事から意見を求められたので、同意する旨回答することについて提案します。

平成26年9月12日

広島県教育委員会教育長 下崎 邦明

1 提案される議案

- (1) 平成26年度教育委員会関係補正予算案・・・・・・・・・・P8～17
- (2) 就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例案・・・・・・・・・・P18～39
- (3) 就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく教育，保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定める条例の一部を改正する条例案・・・・・・・・・・P40～54
- (4) 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案・・P55～60
- (5) 工事請負契約の締結
 - ア 広島県立府中高等学校校舎（26号棟）改築工事・・・・・・・・・・P61～69
 - イ 広島県立芦品まなび学園高等学校校舎（39号棟）改築その他工事
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P70～79

2 根拠規定

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条

（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

平成 26 年度 9 月定例会 一般会計補正予算の概要

〈教育委員会関係抜粋〉

1 当初提案（9月18日提案予定）

(1) 歳 出

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	説 明
教育指導費	784,895	25,784	810,679	フレキシブルスクール（仮称）整備事業

教育委員会計	219,450,523	25,784	219,476,307	
--------	-------------	--------	-------------	--

(2) 債務負担行為

(単位：千円)

事項	補正前の額		補正後の額	
	期間	限度額	期間	限度額
フレキシブルスクール（仮称）整備事業	—	—	平成 27 年度	54,850

○ フレキシブルスクール（仮称）整備事業 25,784 千円【債務 54,850 千円】

生徒の多様なニーズに応じた教育を提供するため、広島県・広島市それぞれが設置している高等学校定時制・通信制課程を、広島県・広島市が共同で、従来の定時制・通信制課程の枠組みに捉われない全国どこにもない「フレキシブルスクール（仮称）」に再編整備する。

2 追加提案（9月22日提案予定）

(1) 歳 入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	説 明
国庫支出金	40,247,047	10,000	40,257,047	災害復旧費国庫負担金
県 債	16,514,200	5,000	16,519,200	災害復旧債

教育委員会計	61,584,883	15,000	61,599,883	
--------	------------	--------	------------	--

(2) 歳 出

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	説 明
教育施設災害復旧費	20,000	20,000	40,000	○公共事業 ・現年発生災害教育施設復旧費

教育委員会計	219,476,307	20,000	219,496,307	
--------	-------------	--------	-------------	--

○ 教育施設災害復旧事業（補助） 20,000 千円

平成 26 年 8 月の大雨により被災した県立学校施設の災害復旧事業を実施する。

- ・ 8 月 20 日 可部高等学校 法面崩壊
- ・ 8 月 22 日 尾道特別支援学校 法面崩壊

就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について（概要）

1 趣旨

就学前の子どもの教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部が改正され幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を条例で定めることとされたため，必要な事項を定めるものである。

2 条例に規定する事項

ア 学級の編成に関する基準

- ・ 満3歳以上の園児について学級を編成【従】
- ・ 1学級の園児数は35人以下を原則，同年齢の園児による編成を原則【従】

イ 職員に関する基準

- ・ 各学級ごとに担任する専任の保育教諭※等を一人以上必置（専任の副園長・教頭が兼任可，専任の助保育教諭・講師が限定的に代替可）【従】
- ・ 教育・保育の直接従事職員の職員配置（満4歳以上児30人：1人，満3歳以上満4歳未満児20人：1人，満1歳以上満3歳未満児6人：1人，満1歳未満児3人：1人。ただし，常時2人以上）【従】
- ・ 調理員を必置（調理業務の全部を委託する場合は不要）【従】

※保育教諭 教育職員免許法上の教育職員。幼稚園の教諭の普通免許状を有し，かつ，保育士の登録を受けた者でなければならない。

ウ 設備に関する基準

- ・ 園舎・園庭を必置，園舎は2階建以下を原則（特別の事情により3階建以上も可）【従】
- ・ 保育室等は1階に設置（園舎が耐火建築物であること等の一定の基準を満たす場合は2階・3階以上（満3歳未満児に係るものに限る）も可）【従】
- ・ 園舎・園庭は，同一敷地内・隣接地に設置を原則【従】
- ・ 園舎面積は，幼稚園基準と保育所基準（満3歳未満児に係る部分に限る）を合算，園庭面積は，満3歳以上児に係る幼稚園基準と保育所基準のいずれか大きい方の面積と満2歳児に係る保育所基準による面積を合算した面積以上，各居室（乳児室，ほふく室，保育室又は遊戯室）の面積は，保育所基準による面積以上【従】
- ・ 職員室，保健室，調理室，保育室等を必置（特別の事情により保育室と遊戯室，職員室と保健室との兼用可。保育室数は学級数以上）【従】
- ・ 食事提供方法を外部搬入とする場合で加熱，保存等の調理機能を有する設備を備えるとき，自園調理による食事提供対象園児数が20人未満の場合で必要な調理設備を備えるときは，調理室を備えないことができる【従】

エ 運営に関する基準

- ・ 教育・保育の期間及び時間については，教育週数39週以上【従】，教育時間4時間【従】，教育・保育時間8時間【参】とする
- ・ 保育を必要とする園児に対し，自園調理による食事提供を行う義務（保育所基準による要件を満たす場合は外部搬入も可）【従】
- ・ 人格の尊重【参】，職員の資質向上・研修機会の確保【参】，差別的取扱いの禁止【従】，虐待等の禁止【従】，懲戒権限の濫用禁止【従】，秘密保持の義務【従】，苦情への対応【参】，家庭との連絡・連携【参】

オ その他

- ・ みなし幼保連携型認定こども園の職員配置については施行日から5年間，設備については当分の間，なお従前の例によることができること【従】
- ・ 施行日から起算して5年間は，副園長・教頭の教諭免許状及び保育士資格については，いずれかを有していれば足りるとすること【従】
- ・ 既存の幼稚園又は保育所から幼保連携型認定こども園に移行する場合における園舎・保育室等・園庭の面積，保育室等を2階以上に設ける場合の退避設備等の要件及び代替地の活用（園庭設置）に関する特例【従】

県独自基準

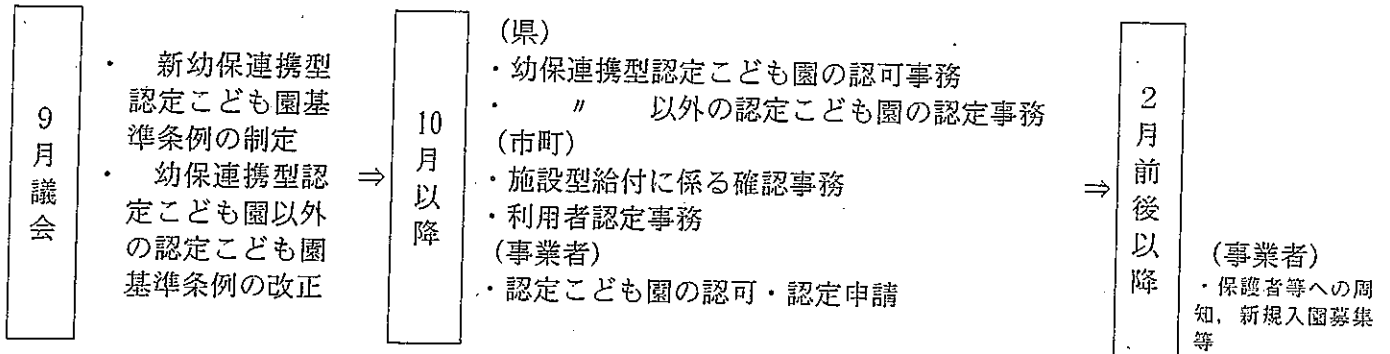
【乳児室の面積】

満2歳未満の園児のうちほふくしないもの1人につき 県：3.3㎡ > 国：1.65㎡
(※現行の保育所認可基準と同様)

【参考】県内の認定こども園認定状況 (H26.4.1現在)

幼保連携型 34件, 保育所型 4件, 地方裁量型 1件 (幼稚園型は県内に認定施設なし)

3 今後のスケジュール



4 施行日

子ども・子育て支援法附則第1条本文に規定する政令で定める日 (平成24年法律第65号) (平成27年4月1日予定)

「就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく教育，保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定める条例」の一部改正について（概要）

1 趣旨

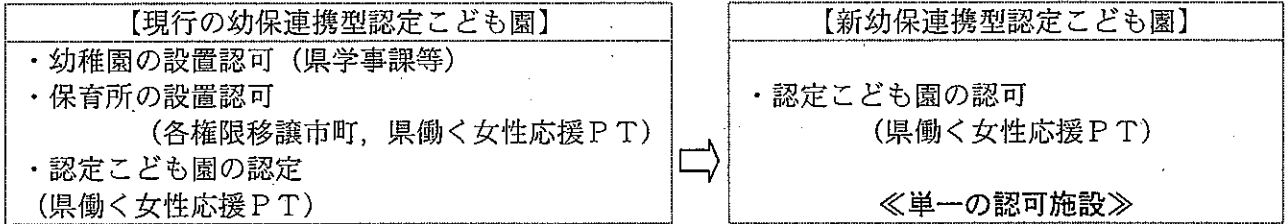
学校教育・保育及び家庭における子育て支援を一体的に提供する施設である幼保連携型認定こども園については，就学前の子どもの教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 66 号）が平成 24 年 8 月 22 日付けで公布され，就学前の子どもの教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）に基づく単一の認可施設となる。

このため，幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準については個別に新たな条例を制定するに伴い，「就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく教育，保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定める条例」についても所要の改正を行う。

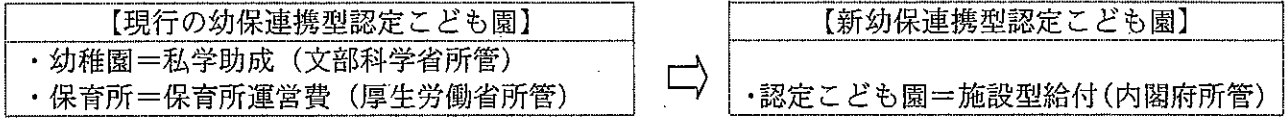
【参考】県内の認定こども園認定状況（H26.4.1 現在）
 幼保連携型 34 件，保育所型 4 件，地方裁量型 1 件（幼稚園型は県内に認定施設なし）

2 法律改正の概要

(1) 手続等の簡素化



(2) 給付の一本化



(3) 現行の幼保連携型認定こども園の取扱い

- ・ 原則的に，新制度移行と同時に自動的に新幼保連携型認定こども園に移行する。
- ・ 認定を辞退して，幼稚園と保育所に分離することが可能である。

3 条例改正の概要

(1) 条項の整理

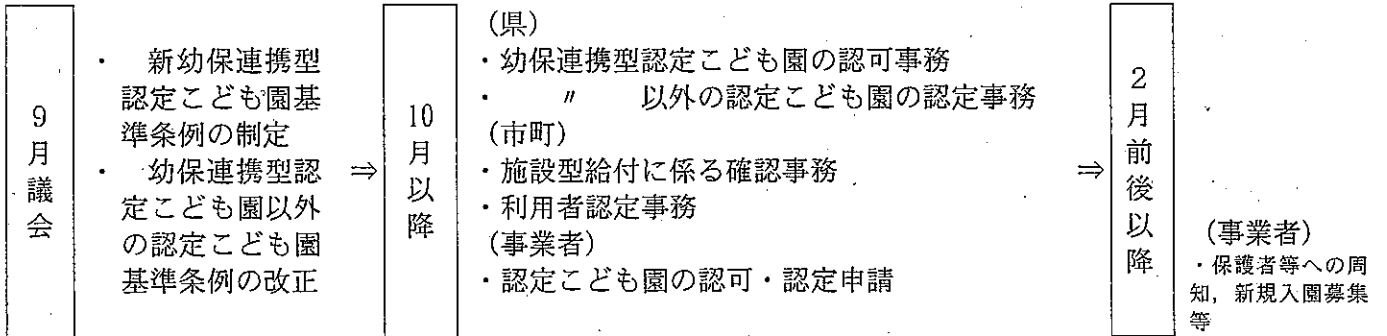
幼保連携型認定こども園に関する条項等の削除等，所要の改正を行う。

(2) 職員配置基準の見直し

国の基準が，認定こども園で提供される教育・保育の質を高める目的から，子どもの利用時間区分にかかわらず，職員を配置することとされたため，県条例も同様の改正を行う。

（※ 施行日前から存する認定こども園については，5年間の経過措置あり。）

4 今後のスケジュール



5 施行日

子ども・子育て支援法附則第 1 条本文に規定する政令で定める日（平成 24 年法律第 65 号）（平成 27 年 4 月 1 日予定）

教員給与の見直しについて

平成 26 年 7 月 11 日
管理部教職員課

1 要旨

職務に応じたメリハリある教員給与体系の確立のために、平成 26 年 10 月から、国において義務教育費国庫負担金の最高限度額の算定方法の見直しが見直しがなされることとなったため、教員給与の見直しを実施する。

2 改正する条例等

(1) 条例

ア 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 26 年 8 月 1 日条例第 24 号）第 36 条

(2) 人事委員会規則

ア 職員の給与の支給に関する規則（昭和 26 年 8 月 7 日人事委員会規則第 4 号）別表第 1

イ 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則（昭和 33 年 3 月 11 日人事委員会規則第 6 号）別表第 1

3 改正の内容

(1) 教員特殊業務従事職員の特殊勤務手当の引上げ（25%）

区分	業務の種類	支給額（月額）	
		改正前	改正後
第 1 号	非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務 被害が特に甚大なもの	6,400	8,000
		12,800	16,000
	ロ 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務	6,000	7,500
	ハ 児童又は生徒に対する緊急の補導業務	6,000	7,500
第 2 号	修学旅行、林間・臨海学校等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの	3,400	4,250
第 3 号	対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務	3,400	4,250
第 4 号	部活動における児童又は生徒に対する指導業務	2,400	3,000

(2) 給料の調整額の引下げ（調整数 1.25 → 1）

ア 支給対象職員

(7) 特別支援学校に勤務する教育職員

(イ) 小学校又は中学校に勤務する教育職員で、特別支援学級の担任に従事する者

(ウ) 小学校又は中学校に勤務する教育職員で、通級指導及び院内学級の指導に直接従事する者

イ 支給額（月額）

給料表	職務の級	調整基本額 (A)	改正前 (A×1.25)	改正後 (A×1)	差額
教育職(二)(ロ) (特別支援学校)	1 級	8,900	11,125	8,900	▲2,225
	2 級	10,900	13,625	10,900	▲2,725
	特 2 級	11,400	14,250	11,400	▲2,850
	3 級	12,000	15,000	12,000	▲3,000
	4 級	13,000	16,250	13,000	▲3,250
教育職(三)(イ) (小・中学校)	1 級	8,300	10,375	8,300	▲2,075
	2 級	10,800	13,500	10,800	▲2,700
	特 2 級	11,100	13,875	11,100	▲2,775
	3 級	11,600	14,500	11,600	▲2,900
	4 級	12,600	15,750	12,600	▲3,150

4 施行期日

教員特殊業務従事職員の特殊勤務手当については、県議会 9 月定例会に条例案を提案し、給料の調整額については、人事委員会へ規則改正を依頼し、改正条例及び改正規則の公布日から施行する予定である。

広島県立芦品まなび学園高等学校校舎（39号棟）改築その他工事の概要について

平成26年9月12日
施 設 課

1 要 旨

普通教室棟（39号棟）について耐震強度を確保するとともに、建物機能の維持更新に必要な施設整備を目的に建替えを行う。

また、あわせて、既存特別教室棟（61号棟）の内部改修工事、公共下水道接続工事等を行う。

2 工事概要

工事名	工事内容
広島県立芦品まなび学園高等学校校舎（39号棟）改築 その他工事	普通教室棟（39号棟）改築工事 鉄筋コンクリート造4階建 延床面積 2,868.73㎡
	渡り廊下改築工事 鉄骨造3階建 建築面積 88.24㎡, 鉄骨造平屋建 建築面積 5.00㎡
	特別教室棟（61号棟）内部改修工事 鉄筋コンクリート造4階建 改修面積 406.5㎡
	解体工事一式（既存普通教室棟（39号棟）、渡り廊下、エレベーター棟、浄化槽）
	外構工事等一式（格技場建具改修、テニスコート等整備）
別途関連工事	上記に伴う電気設備工事・機械設備工事・昇降機設備工事・家具工事

3 工事費

568,080,000円（9月議会提案分）

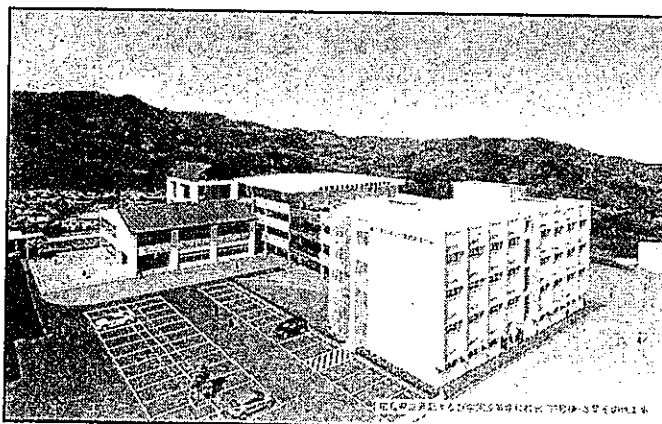
4 工 期

議決の日の翌日から平成28年3月10日まで（約17か月）

5 整備スケジュール

工事内容	平成26年度				平成27年度				
	4~6	7~9	10~12	1~3	4~6	7~9	10~12	1~3	
39号棟、渡り廊下改築工事			←→						
39号棟、渡り廊下、エレベーター棟解体工事							←→		
61号棟内部改修工事					←→		←→		
格技場建具改修工事				←→					
浄化槽、テニスコート等整備、外構工事一式					←→		←→		
別途関連工事			←→						

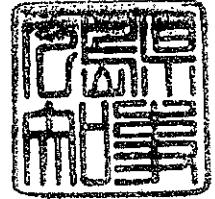
6 完成イメージ



平成26年8月28日

広島県教育委員会 様
(総務課)

広島県知事
(財政課)



議案に対する意見聴取について

平成26年9月定例県議会に提案予定の次の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

- 平成26年度教育委員会関係補正予算

平成26年度広島県一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国支出金	県債	その他	
10 教育費	219,450,523	25,784	219,476,307	0	0	0	25,784
歳出合計	219,450,523	25,784	219,476,307	0	0	0	25,784

(単位：千円)

2 歳 出

第 1 0 款 教育費

第 1 項 教育総務費

(単位：千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国 支 出 金	県 債	そ の 他				
4 教育指導費	784,895	25,784	810,679	0	0	0	25,784	19 負担金、補助 及び交付金	25,784	1. 高校教育改革推進事業費
計	26,728,140	25,784	26,753,924	0	0	0	25,784			

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度未までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

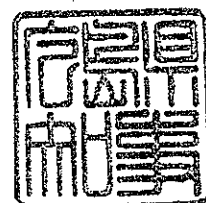
(単位：千円)

事 項	限 度 額	前年度未までの 支出（見込）額		当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国支出金	県 債	そ の 他	
フレキシブルスクール（仮称）整備事業	54,850			平成 27 年度	54,850	0	47,400	0	7,450

平成 26 年 9 月 11 日

広島県教育委員会 様
(総 務 課)

広島県知事
(財 政 課)



議案に対する意見聴取について

平成 26 年 9 月定例県議会に提案予定の次の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

- 平成 26 年度教育委員会関係補正予算（追加分）

平成 26 年度広島県一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 (歳入)	款	補正前の額	補正額	正額	計	(単位：千円)
9 国庫支出金		40,247,047	10,000		40,257,047	
15 県債		16,514,200	5,000		16,519,200	
歳入	合計	61,584,883	15,000		61,599,883	

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国支出金	県債	その他	
11 災害復旧費	20,000	20,000	40,000	10,000	5,000	0	5,000
歳出合計	219,476,307	20,000	219,496,307	10,000	5,000	0	5,000

2 歳 入

第 9 款 国庫支出金

第 1 項 国庫負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節 分		説 明
				区	金 額	
6 災害復旧費国庫負担金	10,000	10,000	20,000	教育施設災害復旧費負担金	10,000	
計	37,839,036	10,000	37,849,036			

第15款 県債

第1項 県債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区	金額	
9 災害復旧債	10,000	5,000	15,000	補助災害復旧事業債	5,000	
計	16,514,200	5,000	16,519,200			

3 歳 出
第 1 1 款 災害復旧費

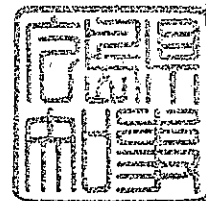
第 4 項 教育施設災害復旧費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国 支 出 金	県 債	そ の 他				
1 教育施設災害復旧費	20,000	20,000	40,000	10,000	5,000	0	5,000	13 委託料	5,000	1. 公共事業 20,000
								15 工事請負費	15,000	(1) 現年発生災害教育施設復旧費 20,000
計	20,000	20,000	40,000	10,000	5,000	0	5,000			

平成26年9月2日

広島県教育委員会様

広島県知事
(働く女性応援プロジェクト・チーム)



就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条
例案について（通知）

平成26年9月定例会に提出することについて、地方教育行政の組織及び運営に関
する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

県第 号議案

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例案を次のように提出する。

平成二十六年九月 日

広島県知事 湯 崎 英 彦

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例案

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「法」という。）第十三条第一項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準（以下「設備運営基準」という。）を定めるものとする。

(設備運営基準の目的)

第二条 設備運営基準は、知事の監督に属する幼保連携型認定こども園の園児が、明るく、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障する。

(設備運営基準の向上)

第三条 知事は、広島県子ども・子育て審議会条例（平成二十五年広島県条例第四十五号）第一条の規定に基づき設置された広島県子ども・子育て審議会の意見を聴いた上で、知事の監督に属する幼保連携型認定こども園に対し、設備運営基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 県は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。

(設備運営基準と幼保連携型認定こども園の設置者)

第四条 幼保連携型認定こども園の設置者は、設備運営基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

- 2 設備運営基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている幼保連携型認定こども園においては、当該幼保連携型認定こども園の設置者は、設備運営基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(幼保連携型認定こども園の一般原則)

第五条 幼保連携型認定こども園の設置者は、園児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

- 2 幼保連携型認定こども園の設置者は、地域社会との交流及び連携を図り、園児の保護者及び地域社会に対し、当該幼保連携型認定こども園の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 3 幼保連携型認定こども園の設置者は、法第二条第七項に規定する目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

(職員の知識及び技能の向上等)

第六条 幼保連携型認定こども園の職員は、常に自己研さんに励み、法第二条第七項に規定する目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

- 2 幼保連携型認定こども園の設置者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(差別的取扱いの禁止)

第七条 幼保連携型認定こども園の設置者は、園児及びその家族の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するかな否かによつて、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第八条 幼保連携型認定こども園の職員は、園児に対し、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第三十三条の十各号に掲げる行為その他園児の心身に有害な影響を与えらるる行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第九条 幼保連携型認定こども園の園長は、児童福祉法第四十七条第三項の規定により懲戒に関し園児の福祉のため必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(食事)

第十条 幼保連携型認定こども園において、保育を必要とする子どもに該当する園児に食事を提供するときは、当該幼保連携型認定こども園内で調理する方法（第二十条第一項の規定により、当該幼保連携型認定こども園の調理室を兼ねている他の学校、社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。ただし、規則で定める要件を満たす幼保連携型認定こども園は、満三歳以上の園児に対する食事の提供について、当該幼保連携型認定こども園外で調理し、搬入する方法により行うことができる。

- 2 幼保連携型認定こども園において、園児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、園児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。
- 3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに園児の身体的状況及びし好を考慮したものでなければならない。
- 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。
- 5 幼保連携型認定こども園の設置者は、食育の推進に努めなければならない。

（秘密保持等）

第十一条 幼保連携型認定こども園の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 幼保連携型認定こども園の設置者は、当該幼保連携型認定こども園の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

（苦情への対応）

第十二条 幼保連携型認定こども園の設置者は、その行った教育及び保育（満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）並びに子育ての支援に関する園児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 幼保連携型認定こども園の設置者は、前項の苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 幼保連携型認定こども園の設置者は、その行った教育及び保育並びに子育ての支援について、都道府県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 幼保連携型認定こども園の設置者は、都道府県又は市町村から前項の改善についての報告を求められた場合は、その内容を報告しなければならない。

- 5 幼保連携型認定こども園の設置者は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

（位置等）

第十三条 幼保連携型認定こども園の位置は、その運営上適切で、通園の際安全な環境にこれを定めなければならない。

- 2 幼保連携型認定こども園の設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なもので行なければならない。

（園舎及び園庭）

第十四条 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。

- 2 園舎は、二階建て以下でなければならない。ただし、知事がやむを得ない理由があると認めるときは、三階建て以上とすることができる。

- 3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下「保育室等」という。）は、一階に設けなければならない。ただし、園舎が次条第一号、第二号及び第六号に掲げる要件を満たす場合にあつては保育室等を二階に、前項ただし書の規定により園舎を三階建て以上とする場合であつて、同条第二号から第八号までに掲げる要件を満たす場合にあつては保育室等を三階以上の階に設けることができる。

- 4 前項ただし書の場合において、三階以上の階に設けられる保育室等は、満三歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。ただし、知事がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

- 5 園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けなければならない。ただし、知事がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

- 6 園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上でなければならない。

一 第十八条第一項に規定する学級の数（以下「学級数」という。）が一の場合にあつては百八十平方メートル、学級数が一を超える場合にあつては百平方メートルに当該学級数から二を減じて得た数を乗じて得た面積に三百二十平方メートルを加えて得た面積

二 満三歳未満の園児数に應じ、第十六条第六項の規定により算定した面積

- 7 園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上でなければならない。

一 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積

イ 学級数が二以下の場合にあつては三十平方メートルに当該学級数から一を減じて得た数を乗じて得た面積に三百三十平方メートルを加えて得た面積、学級数が二を

超える場合にあつては八十平方メートルに当該学級数から三を減じて得た数を乗じて得た面積に四百平方メートルを加えて得た面積

ロ 三・三平方メートルに満二歳以上の園児数を乗じて得た面積

二 三・三平方メートルに満二歳以上満三歳未満の園児数を乗じて得た面積

(園舎の基準の特例)

第十五条 保育室等を二階に設ける園舎は第一号、第二号及び第六号の要件に、保育室等を三階以上に設ける園舎は第二号から第八号までの要件に該当するものでなければならない。

一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物であること。

二 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる設備が一以上設けられていること。

階	区分	設 備
二階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百二十八号）第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項各号に規定する構造の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から二階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号に規定する構造を有するものに限る。） 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準じる設備 4 屋外階段
三階	常用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項各号に規定する構造の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から三階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号に規定する構造を有するものに限る。） 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準じる設備

四階以上	常用	1 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段 3 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項各号に規定する構造の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かつて開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第三項第一号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができることと知事が認めるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号に規定する構造を有するものに限る。） 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段

三 前号に掲げる設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が三十メートル以下となるように設けられていること。

四 幼保連携型認定こども園の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下この号において同じ。）以外の部分と幼保連携型認定こども園の調理室の部分が建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第百十二条第一項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に、防火上有効なダンパーが設けられていること。

イ スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

ロ 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

五 幼保連携型認定こども園の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

六 保育室等その他園児が出入りし、又は通行する場所に、園児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

七 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられてい

ること。

八 幼保連携型認定こども園のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

(園舎に備えるべき設備)

第十六条 園舎には、次に掲げる設備(第二号に掲げる設備については、満二歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る。)を備えなければならない。ただし、知事がやむを得ない理由があると認めるときは、職員室にあつては保健室と、保育室にあつては遊戯室とそれぞれ兼用することができる。

一 職員室

二 乳児室又はほふく室

三 保育室

四 遊戯室

五 保健室

六 調理室

七 便所

八 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備

2 保育室(満三歳以上の園児に係るものに限る。)の数は、学級数を下回ってはならない。

3 満三歳以上の園児に対する食事の提供について、第十条第一項ただし書に規定する方法により行う幼保連携型認定こども園にあつては、第一項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について必要な加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

4 園児に対する食事の提供について、幼保連携型認定こども園内で調理する方法により行う園児数が二十人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼保連携型認定こども園は、第一項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について必要な加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

5 飲料水用設備は、手洗用設備及び足洗用設備と区別して備えなければならない。

6 次の各号に掲げる設備の面積は、当該各号に定める面積以上でなければならない。

一 乳児室 三・三平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積

一 ほふく室 三・三平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積

三 保育室又は遊戯室 一・九八平方メートルに満二歳以上の園児数を乗じて得た面積

7 第一項に掲げる設備のほか、園舎には、次に掲げる設備を備えるよう努めなければならない。

一 放送聴取設備

二 映写設備

三 水遊び場

四 園児清浄用設備

五 図書室

六 会議室

(園具及び教具)

第十七条 幼保連携型認定こども園には、学級教及び園児教に応じ、教育上及び保育上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。

2 前項の園具及び教具は、保健衛生及び安全に配慮されたものでなければならない。

3 第一項の園具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

(学級の編制の基準)

第十八条 満三歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。

2 一学級の園児数は、三十五人以下でなければならない。ただし、知事がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

3 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制しなければならない。ただし、知事がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(職員の数等)

第十九条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭(次項において「保育教諭等」という。)を一人以上置かなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、知事がやむを得ない理由があると認めるときは、保育教諭等は、専任の副園長(幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下この項において同じ。)を有し、かつ、児童福祉法第十八条の十八第二項の登録(以下この項において「登録」という。)を受けたものに限る。次項において同じ。)若しくは教頭(幼稚園の教諭

の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。次項において同じ。)が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の三分の一の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもつて代えることができる。

3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育に直接従事する職員(副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師をいう。)は、付録の算式により算定した人数以上置かなければならない。この場合において、子どもに教育及び保育を提供している時間を通じて常時二人を下回ってはならない。

4 前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した職員の数が、学級数を下回るときは、当該学級数に相当する数以上の職員を置かなければならない。

5 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、食事の提供について、第十条第一項ただし書に規定する方法により行う幼保連携型認定こども園にあっては、調理員を置かないことができる。

6 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。

一 副園長又は教頭

二 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭

三 事務職員

(設備及び職員の基準の特例)

第二十条 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の設備の一部を他の学校、社会福祉施設等の設備に兼ねることができる。ただし、保育室等については、この限りでない。

2 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の職員の一部を他の学校又は社会福祉施設の職員に兼ねることができる。ただし、園児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

(教育及び保育を行う期間及び時間)

第二十一条 幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一 毎学年の教育週数は、知事がやむを得ない理由があると認める場合を除き、三十九週を下回ってはならないこと。

二 教育に係る標準的な一日当たりの時間(次号において「教育時間」という。)は、四時間とし、園児の心身の発達程度、季節等に適切に配慮すること。

三 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間(満三歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。)は、一日

につき八時間を原則とすること。

- 2 前項第三号の時間については、その地域における園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定めるものとする。

(園児の心身の状況への配慮)

第二十二條 幼保連携型認定こども園で行う教育は、園児の心身の状況に配慮して行わなければならない。

(保護者との連絡)

第二十三條 園長は、常に園児の保護者と密接な連絡を取り、保育の内容その他の事項につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(子育て支援事業の内容)

第二十四條 幼保連携型認定こども園においては、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、規則で定めるところにより、子育て支援事業が実施されなければならない。

(掲示)

第二十五條 幼保連携型認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を掲示しなければならない。

(規則への委任)

第二十六條 この条例に定めるもののほか、設備運営基準に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第一條 この条例は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）附則第一条本文に規定する政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

(みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置)

第二條 施行日から起算して五年間は、第十九条第三項の規定にかかわらず、みなし幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号。以下「一部改正法」という。）附則第三条第一項の規定により法第十七条第一項の設置の認可があつたものとみなされた旧幼保連携型認定こども園（一部改正法による改正前の法第七条第一項に規定する認定こども園である同法第三条第三項に規定する幼保連携施設（幼稚園及び保育所で構成されるものに限る。）をいう。）をいう。以下この条において同じ。）の職員配置については、なお従前の例による。

2 みなし幼保連携型認定こども園の設備については、第十四条、第十六条及び第十七条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。

(幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例)

第三条 施行日から起算して五年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第十九条第二項の規定の適用については、同項中「かつ、」とあるのは、「又は」とする。

(幼保連携型認定こども園の設置に係る特例)

第四条 施行日の前日において現に幼稚園（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると知事が認めるものに限る。以下この条において同じ。）を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第十四条第三項及び第七項並びに第十六条第六項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十四条第三項	次条第一号、第二号及び第六号に掲げる要件を満たす	耐火建築物で、園児の待避上必要な設備を備える
第十四条第七項	<p>一 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積</p> <p>イ 学級数が二以下の場合にあつては三十平方メートルに当該学級数から一を減じて得た数を乗じて得た面積に三百三十平方メートルを加えて得た面積、学級数が二を超える場合にあつては八十平方メートルに当該学級数から三を減じて得た数を乗じて得た面積に四百平方メートルを加えて得た面積</p> <p>ロ 三・三平方メートルに満三歳以上の園児数を乗じて得た面積</p>	<p>一 学級数が二以下の場合にあつては三十平方メートルに当該学級数から一を減じて得た数を乗じて得た面積に三百三十平方メートルを加えて得た面積、学級数が二を超える場合にあつては八十平方メートルに当該学級数から三を減じて得た数を乗じて得た面積に四百平方メートルを加えて得た面積</p>
第十六条第六項	一 乳児室 三・三平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積	一 乳児室 三・三平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積

二 ぼふく室 三・三平方メートルに満二歳未満の園児のうちぼふくするものの数を乗じて得た面積 三 保育室又は遊戯室 一・九八平方メートルに満二歳以上の園児数を乗じて得た面積	二 ぼふく室 三・三平方メートルに満二歳未満の園児のうちぼふくするものの数を乗じて得た面積
--	---

2 施行日の前日において現に保育所（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると知事が認めるものに限る。以下この条において同じ。）を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第十四条第六項及び第七項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十四条第六項	一 第十八条第一項に規定する学級の数（以下「学級数」という。）が一の場合にあつては百八平方メートル、学級数が一を超える場合にあつては百平方メートルに当該学級数から二を減じて得た数を乗じて得た面積に三百二十平方メートルを加えて得た面積	一 満三歳以上の園児数に応じ、第十六条第六項の規定により算定した面積
第十四条第七項	一 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積 イ 学級数が二以下の場合にあつては三十平方メートルに当該学級数から一を減じて得た数を乗じて得た面積に三百三十平方メートルを加えて得た面積、学級数が二を超える場合にあつては八十平方メートルに当該学級数から三を減じて得た数を乗じて得た面積に四百平方メートルを加えて得た面積 ロ 三・三平方メートルに満三歳以上の園児数を乗じて得た面積	一 三・三平方メートルに満三歳以上の園児数を乗じて得た面積以上

第十六条第
六項第一号

三・三平方メートル

一・六五平方メートル

3 施行日の前日において既に幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園は、当分の間、第十四条第五項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場所に園庭を設けることができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、満三歳以上の園児の教育及び保育に支障がないようにしなければならない。

- 一 園児が安全に移動できる場所であること。
- 二 園児が安全に利用できる場所であること。
- 三 園児が日常的に利用できる場所であること。
- 四 教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。

付録（第十九条関係）

$$\frac{\text{満1歳未満の園児の数}}{3} + \frac{\text{満1歳以上満3歳未満の園児の数}}{6} + \frac{\text{満3歳以上満4歳未満の園児の数}}{20} + \frac{\text{満4歳以上の園児の数}}{30}$$

(提案理由)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部が改正され、幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を条例で定めることとされたことに伴い、必要な事項を定めるため、この条例案を提出する。

(県第 号議案)

就学前の子どもに関する教育、保
育等の総合的な提供の推進に関す
る法律に基づき幼保連携型認定こ
ども園の設備及び運営に関する基
準を定める条例

(働く女性応援プロジェクト・チーム)

一 制定の理由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部が改正され、幼保連携型認定子ども園の設備及び運営に関する基準を条例で定めることとされたことに伴い、必要な事項を定める。

二 条例の内容

1 目的

幼保連携型認定子ども園の設備及び運営に関する基準（以下「設備運営基準」という。）は、知事の監督に属する幼保連携型認定子ども園の園児が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障する。

2 設備運営基準の向上

- (一) 知事は、広島県子ども・子育て審議会の意見を聴いた上で、知事の監督に属する幼保連携型認定子ども園に対し、設備運営基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。
- (二) 県は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。

3 設備運営基準と幼保連携型認定子ども園の設置者

- (一) 幼保連携型認定子ども園の設置者は、設備運営基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。
- (二) 設備運営基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている幼保連携型認定子ども園においては、当該幼保連携型認定子ども園の設置者は、設備運営基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

4 幼保連携型認定子ども園の一般原則

- (一) 幼保連携型認定子ども園の設置者は、園児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。
- (二) 幼保連携型認定子ども園の設置者は、地域社会との交流及び連携を図り、園児の

保護者及び地域社会に対し、当該幼保連携型認定こども園の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

- (三) 幼保連携型認定こども園の設置者は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「法」という。）に定める施設の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

5 職員の知識及び技能の向上等

- (一) 幼保連携型認定こども園の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

- (二) 幼保連携型認定こども園の設置者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

6 差別的取扱いの禁止

幼保連携型認定こども園の設置者は、園児及びその家族の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによつて、差別的取扱いをしてはならない。

7 虐待等の禁止

幼保連携型認定こども園の職員は、園児に対し、身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある行為その他園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

8 懲戒に係る権限の濫用禁止

幼保連携型認定こども園の園長は、懲戒に関し園児の福祉のため必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

9 食事

- (一) 幼保連携型認定こども園において、保育を必要とする子どもに該当する園児に食事を提供するときは、当該幼保連携型認定こども園内で調理する方法により行わなければならない。

- (二) 幼保連携型認定こども園において、園児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、園児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

- (三) 食事は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに園児の身体的状況及びし好を考慮したものでなければならない。

- (四) 調理は、あらかじめ作成された献立に従つて行わなければならない。

- (五) 幼保連携型認定こども園の設置者は、食育の推進に努めなければならない。

10 秘密保持等

(一) 幼保連携型認定こども園の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

(二) 幼保連携型認定こども園の設置者は、当該幼保連携型認定こども園の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

11 苦情への対応

(一) 幼保連携型認定こども園の設置者は、その行った教育及び保育並びに子育ての支援に関する園児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

(二) 幼保連携型認定こども園の設置者は、苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

(三) 幼保連携型認定こども園の設置者は、その行った教育及び保育並びに子育ての支援について、都道府県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

(四) 幼保連携型認定こども園の設置者は、都道府県又は市町村から改善についての報告を求められた場合は、その内容を報告しなければならない。

12 位置等

(一) 幼保連携型認定こども園の位置は、その運営上適切で、通園の際安全な環境にこれを定めなければならない。

(二) 幼保連携型認定こども園の設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

13 園舎及び園庭

(一) 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。

(二) 園舎は、二階建て以下でなければならない。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めるときは、三階建て以上とすることができる。

(三) 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下「保育室等」という。）は一階に設けなければならない。ただし、園舎が耐火建築物であることなどの一定の基準を満たす場合には、二階以上の階に設けることができる。

(四) 園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けなければならない。

(五) 園舎の面積は、次の面積を合算した面積以上でなければならない。

(1) 学級数が一の場合にあつては百八十平方メートル、学級数が一を超える場合にあつては百平方メートルに当該学級数から一を減じて得た数を乗じて得た面積に

三百二十平方メートルを加えて得た面積

(2) 満三歳未満の園児数に応じ、14㎡により算定した面積

(六) 園庭の面積は、次の面積を合算した面積以上でなければならない。

(1) 次の面積のうちいずれか大きい面積

ア 学級数が二以下の場合にあつては三十平方メートルに当該学級数から一を減じて得た数を乗じて得た面積に三百三十平方メートルを加えて得た面積、学級数が二を超える場合にあつては八十平方メートルに当該学級数から三を減じて得た数を乗じて得た面積に四百平方メートルを加えて得た面積

イ 三・三平方メートルに満三歳以上の園児数を乗じて得た面積

(2) 三・三平方メートルに満三歳以上満三歳未満の園児数を乗じて得た面積

14 園舎に備えるべき設備

(一) 園舎には、次の設備を備えなければならない。

(1) 職員室

(2) 乳児室又はほふく室

(3) 保育室

(4) 遊戯室

(5) 保健室

(6) 調理室

(7) 便所

(8) 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備

(二) 保育室の数は、学級数を下回ってはならない。

(三) 飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。

(四) 次の設備の面積は、それぞれ次の面積以上でなければならない。

(1) 乳児室 三・三平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積

(2) ほふく室 三・三平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積

(3) 保育室又は遊戯室 一・九八平方メートルに満三歳以上の園児数を乗じて得た面積

(五) (一)の設備のほか、園舎には、次に掲げる設備を備えるよう努めなければならない。

(1) 放送聴取設備

(2) 映写設備

- (3) 水遊び場
- (4) 園児清浄用設備
- (5) 図書室
- (6) 会議室

15 園具及び教具

- (一) 幼保連携型認定こども園には、学級数及び園児数に応じ、教育上及び保育上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。
- (二) 園具及び教具は、保健衛生及び安全に配慮されたものでなければならない。
- (三) 園具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

16 学級の編制の基準

- (一) 満三歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。
- (二) 一学級の園児数は、三十五人以下でなければならない。
- (三) 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制しなければならない。

17 職員の数等

- (一) 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭を一人以上置かなければならない。
- (二) 園児の教育及び保育に直接従事する職員を園児の年齢に応じて定める人数以上置かなければならない。
- (三) 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。
- (四) 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。
 - (1) 副園長又は教頭
 - (2) 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭
 - (3) 事務職員

18 設備及び職員の基準の特例

幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の設備及び職員の一部を他の学校又は社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。

19 教育及び保育を行う期間及び時間

- (一) 幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次の要件を満たすものでなければならない。

- (1) 毎学年の教育週数は、知事がやむを得ない理由があると認める場合を除き、三十九週を下回ってはならないこと。
- (2) 教育に係る標準的な一日当たりの時間（以下「教育時間」という。）は、四時間とし、園児の心身の発達に程度、季節等に適切に配慮すること。
- (3) 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間（満三歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。）は、一日につき八時間を原則とすること。
- (3)の時間については、その地域における園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定めるものとする。

20 園児の心身の状況への配慮

幼保連携型認定こども園で行う教育は、園児の心身の状況に配慮して行わなければならない。

21 保護者との連絡

園長は、常に園児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容その他の事項につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

22 子育て支援事業の内容

幼保連携型認定こども園においては、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、規則で定めるところにより、子育て支援事業が実施されなければならない。

23 掲示

幼保連携型認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を掲示しなければならない。

三 施行期日

子ども・子育て支援法附則第一条本文に規定する政令で定める日

四 根拠法令

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

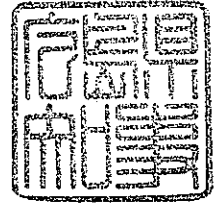
第十三条 都道府県（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内に所在する幼保連携型認定こども園（都道府県が設置するものを除く。）については、当該指定都市等。次項及び第二十五条において同じ。）は、幼保連携型認定こども園の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、子どもの身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な教育及び保育の水

準を確保するものでなければならない。

平成26年9月2日

広島県教育委員会様

広島県知事
(働く女性応援プロジェクト・チーム)



就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律
に基づく教育，保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定める条例
の一部を改正する条例案について（通知）

平成 26 年 9 月定例会に提出するこのことについて，地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により，貴委員会の意見を求めます。

県第 号議案

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定める条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成二十六年九月 日

広島県知事 湯 崎 英 彦

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定める条例の一部を改正する条例案

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定める条例の一部を改正する条例

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定める条例（平成十八年広島県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項第一号中「児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する幼児」を「保育を必要とする子ども」に、「保育を」を「教育を」に改め、同項第二号中「第二条第四項」を「第二条第五項」に、「児童福祉法第三十九条第一項に規定する幼児」を「保育を必要とする子ども」に、「幼児以外」を「保育を必要とする子ども以外」に、「同法」を「児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）」に、「実施」を「利用」に改め、同項第三号中「第二条第六項」を「第二条第十二項」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「幼保連携施設」を「連携施設」に改め、同項第一号イ及びロ中「幼保連携施設」を「連携施設」に、「保育所等」を「保育機能施設」に改め、同項第二号中「幼保連携施設」を「連携施設」に改める。

第二条第二項中「子どもの保育」を「子どもの教育及び保育」に改める。

第三条第二項中「保育に従事する職員」を「教育及び保育に従事する職員」に改め、同

条第三項中「子どもの保育」を「子どもの教育及び保育」に改め、同条第五項中「長時間利用児（、「（以下「短時間利用児」という。）」及び「をいう。以下同じ。）」を削る。

第七条中「保育所等」を「保育機能施設」に改める。

第十一条第一号中「すべて」を「全て」に、同条第二号及び第三号中「保育に欠ける」を「保育を必要とする」に改める。

付録を次のように改める。

付録（第二条関係）

$$\frac{\text{満1歳に満たない園児の数}}{3} + \frac{\text{満1歳以上満3歳に満たない園児の数}}{6} + \frac{\text{満3歳以上満4歳に満たない園児の数}}{20} + \frac{\text{満4歳以上の園児の数}}{30}$$

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）附則第一条本文に規定する政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

（職員の配置に係る特例）

- 2 施行日から起算して五年間は、この条例による改正後の付録の規定にかかわらず、施行日の前日において現に存する認定子ども園の職員数の算定については、なお従前の例による。

(提案理由)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部が改正され、認定こども園制度の見直しが行われたことに伴い、幼保連携型認定こども園に関する規定を削除するなど必要な改正を行うため、この条例案を提出する。

(県第 号議案)

就学前の子どもに関する教育、保育等
の総合的な提供の推進に関する法律に
基づく教育、保育等を総合的に提供す
る施設の認定の基準を定める条例の一
部を改正する条例

(働く女性応援プロジェクト・チーム)

一 改正の要旨

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部が改正され、認定子ども園制度の見直しが行われたことに伴い、幼保連携型認定子ども園に関する規定を削除するなど必要な改正を行う。

二 施行期日

子ども・子育て支援法附則第一条本文に規定する政令で定める日

三 根拠法令

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

第三条 幼稚園又は保育所等の設置者(都道府県を除く。)は、その設置する施設が都道府県の条例で定める要件に適合している旨の都道府県知事(保育所に係る児童福祉法の規定による認可その他の処分をする権限に係る事務を地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百八十条の二の規定に基づく都道府県知事の委任を受けて当該都道府県の教育委員会が行う場合その他の主務省令で定める場合にあつては、都道府県の教育委員会。以下この章及び第四章において同じ。)の認定を受けることができる。

2 前項の条例で定める要件は、次に掲げる基準に従い、かつ、主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準を参酌して定めるものとする。

一 当該施設が幼稚園である場合にあつては、幼稚園教育要領(学校教育法第二十五条の規定に基づき幼稚園に関して文部科学大臣が定める事項をいう。第十条第二項において同じ。)に従つて編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行うこと。

二 当該施設が保育所等である場合にあつては、保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満三歳以上の子ども(当該施設が保育所である場合にあつては、当該保育所が所在する市町村(特別区を含む。以下同じ。)における児童福祉法第二十四条第四項に規定する保育の利用に対する需

要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。)を保育し、かつ、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。

二 子育て支援事業のうち、当該施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

3 幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている場合における当該幼稚園及び保育機能施設(以下「連携施設」という。)の設置者(都道府県を除く。)は、その設置する連携施設が都道府県の条例で定める要件に適合している旨の都道府県知事の認定を受けることができる。

4 前項の条例で定める要件は、次に掲げる基準に従い、かつ、主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準を参酌して定めるものとする。

一 次のいずれかに該当する施設であること。

イ 当該連携施設を構成する保育機能施設において、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該連携施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

ロ 当該連携施設を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き当該連携施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

二 子育て支援事業のうち、当該連携施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定める条例

新旧対照表

	改正後	改正前
<p>○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定める条例</p> <p>平成十八年十月十六日条例第四十六号</p> <p>改正</p> <p>平成一九年一月二五日条例第五六号 平成二三年一月二六日条例第五四号 平成二六年九月〇〇日条例第〇〇号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「法」という。） 第二条第一項及び第三項の規定に基づき、教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定めるものとする。</p> <p>(教育、保育等の提供)</p> <p>第一条の二 法第三条第一項に規定する施設が行う教育、保育等の提供は、次に定めるとおりとする。</p> <p>一 当該施設が幼稚園（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）である場合にあつては、幼稚園教育要領（学校教育法第二十五条の規定に基づき幼稚園の教育課程その他の保育内容に関して文部科学大臣が定めるものをいう。以下同じ。）に従つて編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍する子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行うこと。</p> <p>二 当該施設が保育所等（法第二条第五項に規定する施設をいう。以下同</p>	<p>○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定める条例</p> <p>平成十八年十月十六日条例第四十六号</p> <p>改正</p> <p>平成一九年一月二五日条例第五六号 平成二三年一月二六日条例第五四号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「法」という。） 第二条第一項及び第三項の規定に基づき、教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定めるものとする。</p> <p>(教育、保育等の提供)</p> <p>第一条の二 法第三条第一項に規定する施設が行う教育、保育等の提供は、次に定めるとおりとする。</p> <p>一 当該施設が幼稚園（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）である場合にあつては、幼稚園教育要領（学校教育法第二十五条の規定に基づき幼稚園の教育課程その他の保育内容に関して文部科学大臣が定めるものをいう。以下同じ。）に従つて編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍する子どものうち児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条第一項に規定する幼児に該当する者に対する保育を行うこと。</p> <p>二 当該施設が保育所等（法第二条第四項に規定する施設をいう。以下同</p>	<p>○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定める条例</p> <p>平成十八年十月十六日条例第四十六号</p> <p>改正</p> <p>平成一九年一月二五日条例第五六号 平成二三年一月二六日条例第五四号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「法」という。） 第二条第一項及び第三項の規定に基づき、教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定めるものとする。</p> <p>(教育、保育等の提供)</p> <p>第一条の二 法第三条第一項に規定する施設が行う教育、保育等の提供は、次に定めるとおりとする。</p> <p>一 当該施設が幼稚園（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）である場合にあつては、幼稚園教育要領（学校教育法第二十五条の規定に基づき幼稚園の教育課程その他の保育内容に関して文部科学大臣が定めるものをいう。以下同じ。）に従つて編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍する子どものうち児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条第一項に規定する幼児に該当する者に対する保育を行うこと。</p> <p>二 当該施設が保育所等（法第二条第四項に規定する施設をいう。以下同</p>

じ。)である場合にあつては、保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満三歳以上の子ども(当該施設が保育所である場合にあつては、当該保育所が所在する市町における児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十四条第四項に規定する保育の利用に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。)を保育し、かつ、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。

三 子育て支援事業(法第二十一条第十二項に規定する事業をいう。以下同じ。)のうち、当該施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者(児童福祉法第六条に規定する保護者をいう。以下同じ。)の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

2 法第三条第三項に規定する連携施設が行う教育、保育等の提供は、次に2定めるとおりとする。

一 次のいずれかに該当する施設であること。

イ 当該連携施設を構成する保育機能施設において、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該連携施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

ロ 当該連携施設を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き当該連携施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

二 子育て支援事業のうち、当該連携施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

(職員の配置)

第二条 認定こども園(法第三条第一項又は第三項の規定による認定を受け

じ。)である場合にあつては、児童福祉法第三十九条第一項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満三歳以上の子ども(当該施設が保育所である場合にあつては、当該保育所が所在する市町における同法第二十四条第四項に規定する保育の実施に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。)を保育し、かつ、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。

三 子育て支援事業(法第二条第六項に規定する事業をいう。以下同じ。)のうち、当該施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者(児童福祉法第六条に規定する保護者をいう。以下同じ。)の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

2 法第三条第三項に規定する幼保連携施設が行う教育、保育等の提供は、次に定めるとおりとする。

一 次のいずれかに該当する施設であること。

イ 当該幼保連携施設を構成する保育所等において、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該幼保連携施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

ロ 当該幼保連携施設を構成する保育所等に入所していた子どもを引き続き当該幼保連携施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

二 子育て支援事業のうち、当該幼保連携施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

(職員の配置)

第二条 認定こども園(法第三条第一項又は第三項の規定による認定を受け

た施設をいう。以下同じ。)には、認定こども園の長一人を置かなければならない。

2 認定こども園には、子どもの教育及び保育に従事する職員を、付録の算式により算定した人数以上置かなければならない。この場合において、子どもに教育及び保育を提供している時間を通じて常時二人を下回ってはならない。

3 認定こども園には、第四条第一項に規定する学級ごとに、幼稚園教育要領に従って編成された教育課程に基づく教育を行い、又は学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う職員(次条において「学級担任」という。)を一人以上置かなければならない。

(職員の資格)

第三条 前条第一項に規定する認定こども園の長は、規則で定める要件に該当する者でなければならない。

2 前条第二項に規定する子どもの保育に従事する職員のうち満三歳に満たない子どもの保育に従事する者は、児童福祉法第十八条の十八第一項の規定による登録(以下この条において「保育士登録」という。)を受けた者でなければならない。

3 前条第二項に規定する子どもの教育及び保育に従事する職員のうち満三歳以上の子どもの教育及び保育に従事する者は、教育職員免許法(昭和二十四年法律第四十七号)第四条第二項又は第四項に規定する免許状(幼稚園の教員の免許状に限る。以下この条において「幼稚園の教員免許状」という。)を有し、かつ、保育士登録を受けた者(以下この項において「併有者」という。)とする。ただし、知事が併有者とするのが困難であると認めるときは、幼稚園の教員免許状を有する者又は保育士登録を受けた者に代えることができる。

4 前項ただし書の規定にかかわらず、学級担任は、幼稚園の教員免許状を有する者(規則で定める場合にあつては、保育士登録を受けた者を含む。)でなければならない。

た施設をいう。以下同じ。)には、認定こども園の長一人を置かなければならない。

2 認定こども園には、子どもの保育に従事する職員を、付録の算式により算定した人数以上置かなければならない。この場合において、子どもに教育及び保育を提供している時間を通じて常時二人を下回ってはならない。

3 認定こども園には、第四条第一項に規定する学級ごとに、幼稚園教育要領に従って編成された教育課程に基づく教育を行い、又は学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う職員(次条において「学級担任」という。)を一人以上置かなければならない。

(職員の資格)

第三条 前条第一項に規定する認定こども園の長は、規則で定める要件に該当する者でなければならない。

2 前条第二項に規定する子どもの保育に従事する職員のうち満三歳に満たない子どもの保育に従事する者は、児童福祉法第十八条の十八第一項の規定による登録(以下この条において「保育士登録」という。)を受けた者でなければならない。

3 前条第二項に規定する子どもの保育に従事する職員のうち満三歳以上の子どもに保育に従事する者は、教育職員免許法(昭和二十四年法律第四十七号)第四条第二項又は第四項に規定する免許状(幼稚園の教員の免許状に限る。以下この条において「幼稚園の教員免許状」という。)を有し、かつ、保育士登録を受けた者(以下この項において「併有者」という。)とする。ただし、知事が併有者とするのが困難であると認めるときは、幼稚園の教員免許状を有する者又は保育士登録を受けた者に代えることができる。

4 前項ただし書の規定にかかわらず、学級担任は、幼稚園の教員免許状を有する者(規則で定める場合にあつては、保育士登録を受けた者を含む。)でなければならない。

5 第三項ただし書の規定にかかわらず、満三歳以上の子どものうち幼稚園
 教育要領に従って編成された教育課程に基づく教育を行い、又は学校教育
 法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う時間のみ利用
 する子ども及び子育て支援事業のみを利用する子ども以外の子どもの保育
 に従事する職員は、保育士登録を受けた者（規則で定める場合にあつては、
 幼稚園の教員免許状を有する者を含む。）でなければならぬ。

(学級の編制)

2 前項の規定により編制された学級の一学級の子ども数は、三十五人以
 下でなければならぬ。ただし、知事がやむを得ない理由があると認める
 ときは、この限りでない。

(園舎の面積)

第五條 認定こども園の園舎の面積（満二歳以上満三歳に満たない子ども
 の保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設及び設備並びに満二歳に満
 たない子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設及び設備
 を除いたものの面積をいう。）は、第四條第一項に規定する学級の数（以
 下この項及び次条において「学級数」という。）が一の場合は百八十平方
 メートル以上、学級数が一を超える場合は百平方メートルに当該学級数か
 ら二を減じて得た数を乗じて得た面積に三百二十平方メートルを加えて得
 た面積以上でなければならぬ。ただし、規則で定める場合は、この限り
 でない。

(施設及び設備)

第六條 認定こども園には、次に掲げる施設及び設備を設置しなければなら

5 第三項ただし書の規定にかかわらず、満三歳以上の子どものうち長時間
 利用児（幼稚園教育要領に従って編成された教育課程に基づく教育を行い、
 又は学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う
 時間のみ利用する子ども（以下「短時間利用児」という。）及び子育て支
 援事業のみを利用する子ども以外の子どもをいう。以下同じ。）の保育に
 従事する職員は、保育士登録を受けた者（規則で定める場合にあつては、
 幼稚園の教員免許状を有する者を含む。）でなければならぬ。

(学級の編制)

2 前項の規定により編制された学級の一学級の子ども数は、三十五人以
 下でなければならぬ。ただし、知事がやむを得ない理由があると認める
 ときは、この限りでない。

(園舎の面積)

第五條 認定こども園の園舎の面積（満二歳以上満三歳に満たない子ども
 の保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設及び設備並びに満二歳に満
 たない子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設及び設備
 を除いたものの面積をいう。）は、第四條第一項に規定する学級の数（以
 下この項及び次条において「学級数」という。）が一の場合は百八十平方
 メートル以上、学級数が一を超える場合は百平方メートルに当該学級数か
 ら二を減じて得た数を乗じて得た面積に三百二十平方メートルを加えて得
 た面積以上でなければならぬ。ただし、規則で定める場合は、この限り
 でない。

(施設及び設備)

第六條 認定こども園には、次に掲げる施設及び設備を設置しなければなら

ない。ただし、規則で定める場合は、第二号又は第三号の規定は適用しない。

一 保育室又は遊戯室

二 屋外遊戯場

三 調理室

四 満二歳に満たない子どもの保育を行う認定こども園にあつては、乳児室又はほふく室

2 前項第一号の保育室又は遊戯室の面積は、満二歳以上の子ども一人につき一・九八平方メートル以上でなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

3 第一項第二号の屋外遊戯場の面積は、次に掲げる要件を満たさなければならぬ。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

一 満二歳以上の子ども一人につき三・三平方メートル以上であること。

二 学級数が二以下の場合には三十平方メートルに当該学級数から一を減じて得た数を乗じて得た面積に三百三十平方メートルを加えて得た面積に、学級数が二を超える場合は八十平方メートルに当該学級数から三を減じて得た数を乗じて得た面積に四百平方メートルを加えて得た面積に、それぞれ満二歳以上満三歳に満たない子どもの数に三・三平方メートルを乗じて得た面積を加えた面積以上であること。

4 第一項第四号の乳児室の面積は新生児（出生後二十八日を経過しない乳児をいう。以下この項において同じ。）一人につき一・六五平方メートル以上、ほふく室の面積は満二歳に満たない子ども（新生児を除く。）一人につき三・三平方メートル以上でなければならない。

（建物等の配置）

第七条 法第三条第三項の規定による認定を受けた幼稚園及び保育機能施設において、それぞれの用に供される建物及びその附属設備を同一の敷地内又は隣接する敷地内に設置しなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

ない。ただし、規則で定める場合は、第二号又は第三号の規定は適用しない。

一 保育室又は遊戯室

二 屋外遊戯場

三 調理室

四 満二歳に満たない子どもの保育を行う認定こども園にあつては、乳児室又はほふく室

2 前項第一号の保育室又は遊戯室の面積は、満二歳以上の子ども一人につき一・九八平方メートル以上でなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

3 第一項第二号の屋外遊戯場の面積は、次に掲げる要件を満たさなければならぬ。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

一 満二歳以上の子ども一人につき三・三平方メートル以上であること。

二 学級数が二以下の場合には三十平方メートルに当該学級数から一を減じて得た数を乗じて得た面積に三百三十平方メートルを加えて得た面積に、学級数が二を超える場合は八十平方メートルに当該学級数から三を減じて得た数を乗じて得た面積に四百平方メートルを加えて得た面積に、それぞれ満二歳以上満三歳に満たない子どもの数に三・三平方メートルを乗じて得た面積を加えた面積以上であること。

4 第一項第四号の乳児室の面積は新生児（出生後二十八日を経過しない乳児をいう。以下この項において同じ。）一人につき一・六五平方メートル以上、ほふく室の面積は満二歳に満たない子ども（新生児を除く。）一人につき三・三平方メートル以上でなければならない。

（建物等の配置）

第七条 法第三条第三項の規定による認定を受けた幼稚園及び保育所等において、それぞれの用に供される建物及びその附属設備を同一の敷地内又は隣接する敷地内に設置しなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

(教育及び保育の内容等)

第八条 認定こども園においては、次の各号に掲げる要件を満たした教育及び保育が行われなければならない。

- 一 教育及び保育の内容が、就学前のすべての子どもを対象として満三歳以上の子どもに対する学校教育法第二十三条各号に掲げる目標の達成に向けた教育と家庭において養育されることが困難な子どもに対する保育とが一体として提供されることを勘案して規則で定める内容に基づくものであること。
- 二 認定こども園として目指すべき目標及び理念並びに運営の方針が明確であること。
- 三 教育及び保育に関する全体的な計画の編成並びに年、学期、月、週及び日々の指導計画の作成が規則で定めるところにより行われるとともに、それらの計画に基づき教育及び保育が展開されるものであること。
- 四 園舎、保育室、屋外遊戯場、遊具、教材その他の教育及び保育の環境の構成が規則で定めるところにより行われるものであること。
- 五 日々の教育及び保育の指導が規則で定めるところにより行われるものであること。
- 六 小学校教育との連携が規則で定めるところにより図られるものであること。

(職員の資質向上等)

第九条 認定こども園においては、職員の研修計画を作成した上で研修が実施されるとともに、規則で定めるところにより、職員の資質の向上等が図られなければならない。

(子育て支援事業)

第十条 認定こども園においては、当該認定こども園の施設の所在地の市町と連携して、規則で定めるところにより、子育て支援事業が実施されなければならない。

(管理運営等)

(教育及び保育の内容等)

第八条 認定こども園においては、次の各号に掲げる要件を満たした教育及び保育が行われなければならない。

- 一 教育及び保育の内容が、就学前のすべての子どもを対象として満三歳以上の子どもに対する学校教育法第二十三条各号に掲げる目標の達成に向けた教育と家庭において養育されることが困難な子どもに対する保育とが一体として提供されることを勘案して規則で定める内容に基づくものであること。
- 二 認定こども園として目指すべき目標及び理念並びに運営の方針が明確であること。
- 三 教育及び保育に関する全体的な計画の編成並びに年、学期、月、週及び日々の指導計画の作成が規則で定めるところにより行われるとともに、それらの計画に基づき教育及び保育が展開されるものであること。
- 四 園舎、保育室、屋外遊戯場、遊具、教材その他の教育及び保育の環境の構成が規則で定めるところにより行われるものであること。
- 五 日々の教育及び保育の指導が規則で定めるところにより行われるものであること。
- 六 小学校教育との連携が規則で定めるところにより図られるものであること。

(職員の資質向上等)

第九条 認定こども園においては、職員の研修計画を作成した上で研修が実施されるとともに、規則で定めるところにより、職員の資質の向上等が図られなければならない。

(子育て支援事業)

第十条 認定こども園においては、当該認定こども園の施設の所在地の市町と連携して、規則で定めるところにより、子育て支援事業が実施されなければならない。

(管理運営等)

第十一条 認定こども園においては、次の各号に掲げる要件を満たした管理運営等が行われなければならない。

- 一 全ての職員の協力の下に、認定こども園の長による一体的な管理運営が行われていること。
- 二 保育を必要とする子どもに対する保育時間が、一日につき八時間を原則として、認定こども園の長により、子どもの保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して定められていること。
- 三 開園日数及び開園時間が、保育を必要とする子どもに対する保育を適切に提供できるよう子どもの保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて定められていること。
- 四 子どもの保護者が多様な施設を適切に選択できるよう情報の開示が努められていること。
- 五 入園する子どもの選考が公正に行われていること。
- 六 県、市町等と連携し、特別な配慮が必要な子どもの受入れが適切に配慮されていること。
- 七 耐震、防災、防犯その他子どもの健康及び安全を確保する体制が整えられていること。
- 八 保険等への加入を通じて、事故等が発生した場合の補償等の体制が整えられていること。
- 九 子どもの視点に立つて自ら又は外部の者による評価等が行われているとともに、その結果の公表等を通じて教育及び保育の質の向上が図られていること。
- 十 認定こども園を利用する子ども、その保護者等からの苦情に対応する体制が整えられていること。
- 十一 安定的かつ継続的な運営に必要な経済的基礎を有していること。
- 十二 認定こども園の施設の建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨を表示していること。

(委任)

第十一条 認定こども園においては、次の各号に掲げる要件を満たした管理運営等が行われなければならない。

- 一 すべての職員の協力の下に、認定こども園の長による一体的な管理運営が行われていること。
- 二 保育に欠ける子どもに対する保育時間が、一日につき八時間を原則として、認定こども園の長により、子どもの保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して定められていること。
- 三 開園日数及び開園時間が、保育に欠ける子どもに対する保育を適切に提供できるよう子どもの保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて定められていること。
- 四 子どもの保護者が多様な施設を適切に選択できるよう情報の開示が努められていること。
- 五 入園する子どもの選考が公正に行われていること。
- 六 県、市町等と連携し、特別な配慮が必要な子どもの受入れが適切に配慮されていること。
- 七 耐震、防災、防犯その他子どもの健康及び安全を確保する体制が整えられていること。
- 八 保険等への加入を通じて、事故等が発生した場合の補償等の体制が整えられていること。
- 九 子どもの視点に立つて自ら又は外部の者による評価等が行われているとともに、その結果の公表等を通じて教育及び保育の質の向上が図られていること。
- 十 認定こども園を利用する子ども、その保護者等からの苦情に対応する体制が整えられていること。
- 十一 安定的かつ継続的な運営に必要な経済的基礎を有していること。
- 十二 認定こども園の施設の建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨を表示していること。

(委任)

第十二条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(保育士登録に係る特例)

2 児童福祉法の一部を改正する法律（平成十三年法律第百三十五号）附則第四条の規定により児童福祉法第十八条の六に規定する保育士となる資格を有する者とみなされる者については、平成十八年十一月二十八日までの間は、第三条中「児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の十八第一項の規定による登録（以下この条において「保育士登録」という。）を受けた」と及び「保育士登録を受けた」とあるのは、「保育士となる資格を有する」と読み替えるものとする。

附則（平成一九年一月二五日条例第五六号）

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十六号）附則第一条本文に規定する政令で定める日から施行する。（定める日六号）
平成一九年一月二六日

附則（平成二三年一月二六日条例第五四号）

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）附則第一条本文に規定する政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

(職員の配置に係る特例)

2 施行日から起算して五年間は、この条例による改正後の付録の規定にかかわらず、施行日の前日において現に存する認定こども園の職員数の算定については、なお従前の例による。

第十二条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(保育士登録に係る特例)

2 児童福祉法の一部を改正する法律（平成十三年法律第百三十五号）附則第四条の規定により児童福祉法第十八条の六に規定する保育士となる資格を有する者とみなされる者については、平成十八年十一月二十八日までの間は、第三条中「児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の十八第一項の規定による登録（以下この条において「保育士登録」という。）を受けた」と及び「保育士登録を受けた」とあるのは、「保育士となる資格を有する」と読み替えるものとする。

附則（平成一九年一月二五日条例第五六号）

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十六号）附則第一条本文に規定する政令で定める日から施行する。（定める日六号）
平成一九年一月二六日

附則（平成二三年一月二六日条例第五四号）

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

改正後

付録（第二条関係）

満1歳に満たない園児の数 / 3 + 満1歳以上満3歳に満たない園児の数 / 6 + 満3歳以上満4歳に満たない園児の数 / 20 + 満4歳以上の園児の数 / 30

改正前

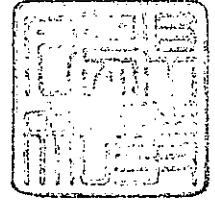
付録（第二条関係）

満1歳に満たない子どもの数 / 3 + 満1歳以上満3歳に満たない子どもの数 / 6 + 満3歳以上の子どものうち短時間利用児の数 / 35 + 満3歳以上満4歳に満たない子どものうち長時間利用児の数 / 20 + 満4歳以上の子どものうち長時間利用児の数 / 30

平成26年9月3日

広島県教育委員会様

広島県知事



議案に対する意見聴取について（照会）

別紙のとおり職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

県第八十九号議案

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成二十六年九月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

職員の特殊勤務手当に関する条例

の一部を改正する条例案

職員の特殊勤務手当に関する条例

の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第二項第一号中「六千四百円」を「八千円」に改め、同項第二号及び第三号中「六千円」を「七千五百円」に改め、同項第四号中「三千四百円」を「四千二百五十円」に改め、同項第五号中「二千四百円」を「三千円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成二十六年十月一日から適用する。

(提案理由)

国における公立学校の教員の諸手当の在り方に係る見直しの状況等を考慮して、教員特殊業務従事職員の特殊勤務手当の額を改定するため、この条例案を提出する。

(県第八十九号議案)

職員の特殊勤務手当に関する条例 の一部を改正する条例

(教育委員会)

一 改正の理由

国における公立学校の教員の諸手当の在り方に係る見直しの状況等を考慮して、教員特殊業務従事職員の特殊勤務手当の額を改定する。

二 改正の内容

教員特殊業務従事職員の特殊勤務手当の額を次のとおり改定する。

手当を支給する業務	現 行	改 正 案
非常災害時の児童若しくは生徒の保護 又は緊急の防災若しくは復旧の業務	一日 六、四〇〇円	一日 八、〇〇〇円
非常災害時の児童若しくは生徒の保護 又は緊急の防災若しくは復旧の業務の うち、被害が特に甚大で、心身に著し い負担を与える業務	一日 六、四〇〇円 に一〇〇分の二〇〇 を乗じて得た額	一日 八、〇〇〇円 に一〇〇分の二〇〇 を乗じて得た額
児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救 急の業務	一日 六、〇〇〇円	一日 七、五〇〇円
児童又は生徒に対する緊急の補導業務	一日 六、〇〇〇円	一日 七、五〇〇円
修学旅行等の引率指導業務で泊を伴う もの	一日 三、四〇〇円	一日 四、二五〇円
対外運動競技等の引率指導業務で泊を 伴うもの又は週休日等に行うもの	一日 三、四〇〇円	一日 四、二五〇円
部活動指導業務で週休日等に行うもの	一日 二、四〇〇円	一日 三、〇〇〇円

三 施行期日等

公布の日から施行し、平成二十六年十月一日から適用する。

四 根拠法令

1 地方自治法

第二百四条

② 普通地方公共団体は、条例で、前項の職員に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、くき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理

職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。

- ③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

2 地方公務員法

第二十四条

- ③ 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。

- ⑥ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

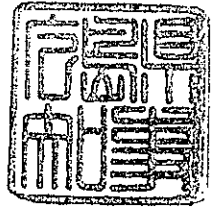
第四十二条 県費負担教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件については、地方公務員法第二十四条第六項の規定により条例で定めるものとされている事項は、都道府県の条例で定める。

改正案	現行
<p>(教員特殊業務従事職員の特殊勤務手当) 第三十六条 (略)</p> <p>2 前項の手当は、業務に従事した日一日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 前項第一号イに掲げる業務 八千円(被害が特に甚大であると人事委員会が認める非常災害の際に、心身に著しい負担を与える)と人事委員会が認める業務に従事した場合にあつては、八千円に百分の二百を乗じて得た額)</p> <p>二 前項第一号ロに掲げる業務 七千五百円</p> <p>三 前項第一号ハに掲げる業務 七千五百円</p> <p>四 前項第二号及び第三号に掲げる業務 四千二百五十円</p> <p>五 前項第四号に掲げる業務 三千円</p>	<p>(教員特殊業務従事職員の特殊勤務手当) 第三十六条 (略)</p> <p>2 前項の手当は、業務に従事した日一日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 前項第一号イに掲げる業務 六千四百円(被害が特に甚大であると人事委員会が認める非常災害の際に、心身に著しい負担を与える)と人事委員会が認める業務に従事した場合にあつては、六千四百円に百分の二百を乗じて得た額)</p> <p>二 前項第一号ロに掲げる業務 六千円</p> <p>三 前項第一号ハに掲げる業務 六千円</p> <p>四 前項第二号及び第三号に掲げる業務 三千四百円</p> <p>五 前項第四号に掲げる業務 二千四百円</p>

平成26年8月22日

広島県教育委員会 様

広島県知事
〒730-8511 広島市中区基町 10-52
都市計画課



議案に対する意見について (照会)

別紙のとおり広島県立府中高等学校校舎(二十六号棟)改築工事の請負契約を締結することについて県議会の議決を求めるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

県第●号議案

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年広島県条例第二十九号）第二条の規定により、次のとおり広島県立府中高等学校校舎（二十六号棟）改築工事の請負契約を締結することについて、県議会の議決を求める。

平成二十六年●月●日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 工事名 広島県立府中高等学校校舎（二十六号棟）改築工事
- 二 工事場所 府中市出口町
- 三 請負金額 五八二、九八四、〇〇〇円
- 四 請負者 福山市明神町一丁目五番四二号
株式会社 武田組
福山市地吹町一八番一六号
占部建設工業株式会社
- 五 工期 議決の日の翌日から
平成二十八年二月二十六日まで

(提案理由)

広島県立府中高等学校校舎(二十六号棟)改築工事の請負契約は、予定価格が五億円以上であるため、県議会の議決を求める。

(県第〇〇号議案)

工事請負契約の締結について

(都市計画課)

一 提案の要旨

府中市出口町で施工する広島県立府中高等学校校舎(二十六号棟)改築工事の請負契約を締結する。

二 請負契約の内容

1 工事内容 改築工事

普通・特別教室棟(二十六号棟)

鉄筋コンクリート造

四階建て

延べ面積 三、三七四・五七平方メートル

渡り廊下

鉄筋コンクリート造

四階建て

延べ面積 一四六・七〇平方メートル

解体工事 一式

外構工事等 一式

2 請負金額 五八三、九八四、〇〇〇円

3 請負者 福山市明神町一丁目五番四一号

株式会社 武田組

福山市地吹町一八番二六号

占部建設工業株式会社

4 工期 議決の日の翌日から

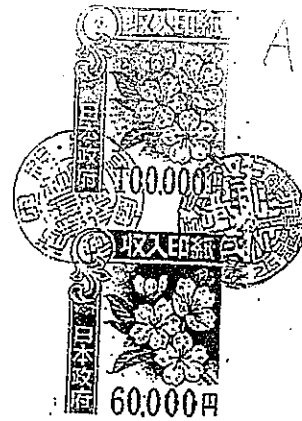
平成二十八年二月二十六日まで

三 根拠法令

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第二条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十六条第二項第五号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価額五億円以上の工事又は製造の請負とする。

建設工事請負仮契約書



1 工事名 広島県立府中高等学校校舎（26号棟）改築工事

2 工事場所 府中市出口町898

3 工期 着手 広島県議会の議決のあった日の翌日
完成 平成 28 年 2 月 26 日

4 請負代金額 ¥582,984,000-
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥43,184,000-)

5 契約保証金 ¥58,298,400-

6 解体工事に要する費用等（「4 請負代金額」の内数、税抜）
 (1) 解体工事に要する費用 ¥20,500,000-
 (2) 再資源化等に要する費用 ¥10,460,000-
 (3) 分別解体等の方法

別紙のとおり

(4) 再資源化等をする施設の名称及び所在地
 コクリート塊;アスファルト・コクリート塊 (株)六共 福山市加茂町字北山3783-1
 建設発生木材 (株)六共 福山市加茂町下加茂青木2125-1

7 特約事項 別紙「特約事項」のとおり

上記の工事について、発注者と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、別紙（「特約事項」及び「建設工事請負契約約款」）の条項によって請負の仮契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

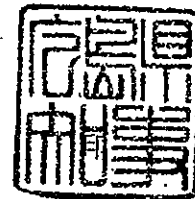
この仮契約は、広島県議会の議決を得たときは、何らの手続をすることなく本契約となるものとし、双方信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、契約書記載の工事を共同連帯して請け負うものとする。

この仮契約の締結を証するため、仮契約書3通を作成し、当事者記名・押印の上、各自その1通を所持する。

平成26年7月31日

発注者 住所 広島県広島市中区基町10番52号
広島県
氏名 代表者 広島県知事 湯崎英彦



受注者 武田・占部広島県立府中高等学校校舎（26号棟）改築工事
特定建設工事共同企業体

代表者 住所 福山市朝穂町1番41号
氏名 株式会社 武田組
代表取締役 武田 直樹

構成員 住所 福山市地吹町18番16号
氏名 占部建設工業 株式会社
代表取締役 占部 誠



分別解体等の方法（建築物に係る新築工事等の場合）

工程	作業内容	分別解体等の方法
①造成等	造成等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
②基礎・基礎杭	基礎・基礎杭の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
④屋根	屋根の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑥その他()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

分別解体等の方法（建築物に係る解体工事の場合）

工程	作業内容	分別解体等の方法
①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
④基礎・基礎杭	基礎・基礎杭の取り壊し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑤その他()	その他の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

A

特 約 専 項
(特 記 事 項)

1 請負代金の支払限度額 (年割額)

各会計年度における支払限度額は、次のとおりとする。

平成26年度 　　¥233,193,000— (前払金相当額)

平成27年度 　　¥349,791,000—

2 出来高予定額

支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりとする。

平成26年度 　　¥0—

平成27年度 　　¥582,984,000—

3 発注者は、予算の都合その他必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

4 その他、別紙建設工事請負契約約款の定めるところによる。

7

(債務負担行為に係る契約の前払の特則)

第38条の2 債務負担行為に係る契約の前払については、第34条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、第34条及び第35条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第37条第1項の請負代金相当額（以下本条及び次条において「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、乙は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。

- 2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、前項の規定による読替え後の第34条第1項の規定にかかわらず、乙は、契約会計年度について前払金の支払を請求することができない。
- 3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、第1項の規定による読替え後の第34条第1項の規定にかかわらず、乙は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分を含めて前払金の支払を請求することができる。
- 4 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、第1項の規定による読替え後の第34条第1項の規定にかかわらず、乙は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。
- 5 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第35条第3項の規定を準用する。

(債務負担行為に係る契約の部分払の特則)

第38条の3 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、乙は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、乙は、予算の執行が可

能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。

- 2 この契約において、前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、第37条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

部分払金の額 \leq 請負代金相当額 $\times 9 / 10$

－ (前会計年度までの支払金額 + 当該会計年度の部分払金額)

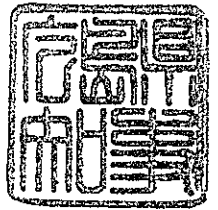
－ (請負代金相当額 - (前年度までの出来高予定額 + 出来高超過額))

\times 当該会計年度前払金額 / 当該会計年度の出来高予定額

平成26年8月22日

広島県教育委員会 様

広島県知事
〒730-8511 広島市中区基町 10-52
都市計画課



議案に対する意見について（照会）

別紙のとおり広島県立芦品まなび学園高等学校校舎（三十九号棟）改築その他工事の請負契約を締結することについて県議会の議決を求めるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

県第●号議案

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年広島県条例第二十九号）第二条の規定により、次のとおり広島県立吉品まなび学園高等学校校舎（三十九号棟）改築その他工事の請負契約を締結することについて、県議会の議決を求める。

平成二十六年●月●日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 工事名 広島県立吉品まなび学園高等学校校舎（三十九号棟）改築その他工事
- 二 工事場所 福山市新市町戸手
- 三 請負金額 五六八、〇八〇、〇〇〇円
- 四 請負者 福山市地吹町一八番一六号
占部建設工業株式会社
福山市明神町一丁目五番四一号
株式会社 武田組
- 五 工期 議決の日の翌日から
平成二十八年三月十日まで

(提案理由)

広島県立芦品まなび学園高等学校校舎(三十九号棟)改築その他工事の請負契約は、予定価格が五億円以上であるため、県議会の議決を求める。

(県第〇〇号議案)

工事請負契約の締結について

(都市計画課)

一 提案の要旨

福山市新市町戸手で施工する広島県立菩品まなび学園高等学校校舎(三十九号棟) 改築その他工事の請負契約を締結する。

二 請負契約の内容

1 工事内容 改築工事

普通教室棟(三十九号棟)

鉄筋コンクリート造

四階建て

延べ面積 二、八六八・七三平方メートル

渡り廊下(六)

鉄骨造

三階建て

延べ面積 八八・二四平方メートル

渡り廊下(七)

鉄骨造

平家建て

延べ面積 五・〇〇平方メートル

解体工事 一式

特別教室棟(六十一号棟) 内部改修工事 一式

外構工事等 一式

2 請負金額 五六八、〇八〇、〇〇〇円

3 請負者 福山市地吹町一八番一六号

占部建設工業株式会社

福山市明神町一丁目五番四一号

株式会社 武田組

4 工期 議決の日の翌日から

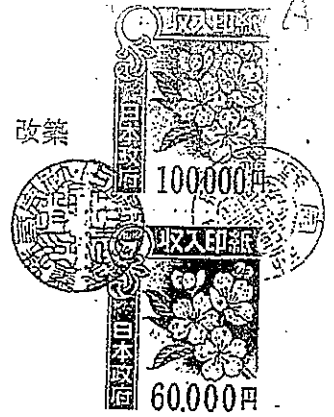
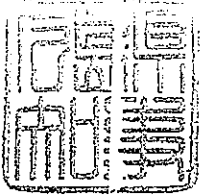
平成二十八年三月十日まで

三 根拠法令

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第三條 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六條第一項第五号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価額五億円以上の工事又は製造の請負とする。

建設工事請負仮契約書



- 工事名 広島県立芦品まなび学園高等学校校舎(39号棟)改築
その他工事
- 2 工事場所 福山市新市町戸手1330番地
- 3 工期 着手 広島県議会の議決のあった日の翌日
完成 平成28年3月10日
- 4 請負代金額 ¥568,080,000-
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥42,080,000-)
- 5 契約保証金 ¥56,808,000-
- 6 解体工事に要する費用等(「4 請負代金額」の内数, 税抜)
(1)解体工事に要する費用 ¥19,900,000-
(2)再資源化等に要する費用 ¥9,220,000-
(3)分別解体等の方法 別紙のとおり
(4)再資源化等をする施設の名称及び所在地
コンクリート (株)六共 福山平加茂町北山3723-1
アスファルト
木くず (株)六共 福山平加茂町下加茂南本2125-1
- 7 特約事項 別紙「特約事項」のとおり

上記の工事について、発注者と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、別紙(「特約事項」及び「建設工事請負契約約款」)の条項によって請負の仮契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

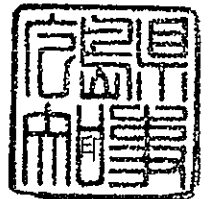
この仮契約は、広島県議会の議決を得たときは、何らの手続をすることなく本契約となるものとし、双方信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、契約書記載の工事を共同連帯して請け負うものとする。

この仮契約の締結を証するため、仮契約書3通を作成し、当事者記名・押印の上、各自その1通を所持する。

平成26年8月1日

発注者 住所 広島県広島市中区基町10番52号
広島県
氏名 代表者 広島県知事 湯崎英彦

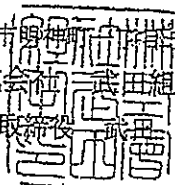


受注者 占部・武田広島県立芦品まなび学園高等学校校舎(39号棟)改築
その他工事特定建設工事共同企業体

代表者 住所 福山市地吹町18番16号
氏名 占部建設工業株式会社
代表取締役 占部 誠



構成員 住所 福山市地吹町18番41号
氏名 株式会社 武田組
代表取締役 武田 直樹



A

分別解体等の方法（建築物に係る新築工事等の場合）

工程	作業内容	分別解体等の方法
①造成等	造成等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
②基礎・基礎杭	基礎・基礎杭の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
④屋根	屋根の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑥その他()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

分別解体等の方法（建築物に係る解体工事の場合）

工程	作業内容	分別解体等の方法
①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
④基礎・基礎杭	基礎・基礎杭の取り壊し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑤その他()	その他の取り壊し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

特 約 事 項
(特 記 事 項)

A

1 請負代金の支払限度額 (年割額)

各会計年度における支払限度額は、次のとおりとする。

平成26年度 　　¥227,232,000— (前払金相当額)

平成27年度 　　¥340,848,000—

2 出来高予定額

支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりとする。

平成26年度 　　¥0—

平成27年度 　　¥568,080,000—

3 発注者は、予算の都合その他必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

4 その他、別紙建設工事請負契約約款の定めるところによる。

(債務負担行為に係る契約の前金払の特則)

第38条の2 債務負担行為に係る契約の前金払については、第34条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）」と、第34条及び第35条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第37条第1項の請負代金相当額（以下本条及び次条において「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、乙は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。

- 2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、前項の規定による読替え後の第34条第1項の規定にかかわらず、乙は、契約会計年度について前払金の支払を請求することができない。
- 3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、第1項の規定による読替え後の第34条第1項の規定にかかわらず、乙は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分を含めて前払金の支払を請求することができる。
- 4 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、第1項の規定による読替え後の第34条第1項の規定にかかわらず、乙は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。
- 5 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第35条第3項の規定を準用する。

(債務負担行為に係る契約の部分払の特則)

第38条の3 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、乙は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、乙は、予算の執行が可

A

能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。

- 2 この契約において、前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、第37条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

$$\text{部分払金の額} \leq \text{請負代金相当額} \times 9 / 10$$

— (前会計年度までの支払金額 + 当該会計年度の部分払金額)

— { 請負代金相当額 - (前年度までの出来高予定額 + 出来高超過額) }

× 当該会計年度前払金額 / 当該会計年度の出来高予定額